

## 第68回 通常総代会挨拶



理事長 青亀 恵一

皆さん、こんにちは。本日、年度末ぎりぎりの大変お忙しい時期ではございますが、総代会を開催させていただきました。よろしくお願ひいたします。

本日はご来賓として、北条町長松本昭夫様、鳥取県土地改良事業団体連合会の倉吉事務所長の野崎悦生様をお迎えしております。

お二方には、当団体の運営に、格段のご指導ご援助等をいただいております。感謝申し上げます。引き続き、ご指導ご援助をいただきますようお願い申し上げます。

さて、昨今の農業の後継者不足に起因する数々の農業問題が、当団体の運営にも大きな影響を及ぼしつつあります。

遊休農地の増加、農地の相続放棄、賦課金の滞納問題などがあります。

遊休農地の増加対策としては、多面的機能支払事業の活用による各団体の協力を得ながら進めたいと思います。

また、農地の相続放棄につきましては、徐々に増えつつあり、今後の大きな問題になるのではないかと危惧しております。この農地の相続放棄対策として、優良な農地については、弁護士等に相談しながら、継続者の発掘とそれによる賦課金の徴収などの取り組みを始めたことを昨年報告いたしました。その経過報告を、この総代会終了後、させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

賦課金の滞納問題につきましては、役職員一丸となって滞納者を訪問し、徴収努力を重ねてまいりました。

また、悪質な滞納者につきましては、手続きを踏み、金融機関の預金等の差し押さえ等を行いながら、その解消に努めてきました。滞納金額も年々減ってきておりますので、その成果も現れていると思っておりますが、引き続き最善の努力をしております。

現在、当団体の運営におきましては、会計的には厳しいものがあり、特別会計から多額の繰入金を入れながら当初予算を組んでいる状況であることは、昨年にもお話しさせていただきました。

また、維持管理費については、過去の理事会でいろいろ協議されてきたところでありますが、1年間かけてそのあり方について、理事会で議論してまいりますと昨年の総代会でお話もさせていただき、皆様方のご意見もいただきました。

後ほど議案の中で説明させていただきますが、まず経費の更なる節減を前提にし、当団体を健全に運営するには、どのような収支計画が必要なのかということも議論してまいりました。

当団体には、老朽化した施設も多く、修繕や更新を繰り返して対応していますが、しっかりとした会計計画が、今後さらに必要でもあります。

今後の10年間の運営を試算したところ、10aあたり年間11,100円の維持管理費をお願いしなければならないとの結論に至りました。

組合員の負担を考慮し、一挙に値上げすることを避けて、段階的に値上げさせていただき、今回、年間の維持管理費を600円値上げさせていただいて、10,600円にお願いする提案をさせていただきます。

幸いなことに、畑総の償還金が大きく減りますので、組合員の負担増にはなりません。どうぞ、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、平成31年度の土地改良法の大幅な変更の施行に伴い、来年の総代会では定款等の大幅な変更を審議していただくこととなります。全国的に組合員の減少により、土地改良区の組織運営が難しくなっておりますので、いろいろな規定が緩和されております。

その中でも、総代人数の規定も緩和され、将来を考えた時に、その現行定数を見直す必要があると思っております。

現行法では当団体の総代人数は40名以上ですが、改正法では30名以上となっております。

現在の総代の定数は65名ですが、地域性等を勘案しながら検討を進めていますが、40名程度であれば十分ではないかとの検討経過でございます。この件につきまして、引き続き検討してまいります。

北条町の主産業であります農業、砂丘地農業をしっかりと守り振興していくためには、当団体の健全運営は不可欠ですので、今後も一層の経営努力をしております。

今回の総代会では、平成29年度の事業報告ならびに収支決算等、平成30年度の補正予算、また、平成31年度の事業計画ならびに収支予算等、計23議案を上程しております。

慎重にご審議していただき、全議案とも承認、議決していただきますようお願い申し上げます。あいさつといたします。よろしくお願ひいたします。

## 第68回 通常総代会開催



平成31年3月27日午後1時30分より、北栄町中央公民館の2階講堂において、北栄町長 松本昭夫様、鳥取県土地改良事業団体連合会の倉吉事務所長 野崎悦生様のご臨席を賜り、第68回通常総代会を開催しました。

総代42人（現在員数61人、出席率69%）の出席をいただき、議長には北栄町西園の秋山勝正総代が選出され、提出された23議案を原案どおり可決決定し閉会しました。

なお、提出議案のうち平成29年度決算及び平成31年度予算の概要は下記のとおりです。

※平成30年度決算は確定していますが、内部監査と総代会の承認を受けていませんので、次号で報告致します。

### 《平成29年度 一般会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 組合費	98,367,866円	経常賦課金、特別賦課金
2 助成金	6,605,782	町補助金
3 財産収入	1,464	預金利子
4 使用料及び手数料	163,990	施設使用料、手数料
5 繰入金	6,923,575	特別会計から経常費他繰入
6 借入金	0	
7 雑収入	5,387,814	過年度未収賦課金等
8 維持管理適正化事業	5,778,000	県土連事業交付金
9 繰越金	0	前年度繰越金
10 繰替運用	16,000,000	
合 計	139,228,491	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 事務費	37,856,127円	事務費、総代会費他
2 事業費	11,664,109	維持管理適正化事業他
3 負担金	21,000	県土連負担金他
4 維持管理費	27,654,577	揚水管理費他
5 償還金及び利子	40,784,309	畑総事業償還金
6 繰出金	4,000,000	職員退職給与引当金
7 諸費	394,498	賦課金徴収手数料他
8 予備費	0	
9 繰替運用	16,000,000	
合 計	138,374,620	

差引残額 853,871円は翌年度へ繰越

### 《平成29年度 決済金特別会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 決済金	1,188,610円	農地転用地区除外他
2 雑収入	17,928	預金利子
3 繰越金	81,916,053	前年度繰越金
4 繰替運用	16,000,000	
合 計	99,122,591	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 繰出金	4,723,575円	経常費他
2 繰越金	78,399,016	次年度繰越金
3 繰替運用	16,000,000	
合 計	99,122,591	

### 《平成29年度 職員退職給与金特別会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 一般会計繰入金	4,000,000円	
2 雑収入	8,738	預金利子
3 繰越金	29,177,395	前年度繰越金
合 計	33,186,133	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 退職給与金	0円	
2 繰越金	33,186,133	次年度繰越金
合 計	33,186,133	

### 《平成29年度 太陽光発電施設管理運用特別会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 売電収入	2,597,520円	
2 雑収入	1,212	預金利子
3 繰越金	6,514,390	前年度繰越金
合 計	9,113,122	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 繰出金	2,200,000円	電力費に充当
2 繰越金	6,913,122	次年度繰越金
合 計	9,113,122	

《平成29年度 財産目録》

平成30年3月31日調整

摘要	金額
<b>【資産】</b>	円
<b>流動資産</b>	<u>12,365,077</u>
(1) 預金	0
(2) 未収賦課金	12,365,077
<b>特定資産</b>	<u>118,498,271</u>
(1) 決済金積立金見返預金	78,399,016
(2) 職員退職給与積立金見返預金	33,186,133
(3) 太陽光発電施設管理運用積立金見返預金	6,913,122
<b>基本資産</b>	<u>8,000</u>
(1) 鳥取中央農業協同組合出資金	8,000
<b>修理資材</b>	<u>2,361,150</u>
<b>固定資産</b>	
宅地（改良区事務所敷地）	2,032㎡
ため池・水槽（下神、由良西浜、江北）	6,956㎡
雑種地（揚水機場用地・ボックス等）	9,049㎡
山林・田・畑	2,455㎡
道路	382,435㎡
水路	6,304㎡
電磁弁用地	1,955㎡
<b>資産合計</b>	<b>133,232,498円</b>

摘要	金額
<b>【負債】</b>	円
<b>長期負債</b>	<u>83,470,423</u>
(1) 日本政策金融公庫（畑地帯総合整備事業）	83,470,423
<b>積立金</b>	<u>118,498,271</u>
(1) 決済金積立金	78,399,016
(2) 職員退職給与引当金積立金	33,186,133
(3) 太陽光発電施設管理運用積立金	6,913,122
<b>負債合計</b>	<b>201,968,694円</b>

《平成31年度 一般会計予算》

(収入)

科目	予算額	付記
1 組合費	91,507千円	経常賦課金、特別賦課金
2 助成金	6,793	町補助金
3 財産収入	2	預金利子
4 使用料及び手数料	94	土地使用料、手数料他
5 繰入金	7,255	特別会計から経常費他繰入
6 借入金	1	
7 雑収入	732	過年度未収賦課金他
8 維持管理適正化事業	12,690	県土連事業交付金
9 繰越金	1	前年度繰越金
10 繰替運用	25,000	
<b>合計</b>	<b>144,075</b>	

(支出)

科目	予算額	付記
1 事務費	40,210千円	事務費、総代会費
2 事業費	18,394	維持管理適正化事業他
3 負担金	25	県土連負担金他
4 維持管理費	27,515	揚水管理費他
5 償還及び利子	27,348	畑総事業償還金他
6 繰出金	4,893	職員退職給与引当金他
7 諸費	290	賦課金通知書郵送料他
8 予備費	400	
9 繰替運用	25,000	
<b>合計</b>	<b>144,075</b>	

《平成31年度 決済金特別会計予算》

(収入)

科目	予算額	付記
1 決済金	894千円	排水管理費
2 雑収入	25	預金利子
3 繰越金	72,006	前年度繰越金
4 繰替運用	25,000	
<b>合計</b>	<b>97,925</b>	

(支出)

科目	予算額	付記
1 繰出金	5,055千円	一般会計繰出金
2 繰越金	67,870	次年度繰越金
3 繰替運用	25,000	
<b>合計</b>	<b>97,925</b>	

## 《平成31年度 職員退職給与金特別会計予算》

(収 入)

科 目	予算額	付 記
1 一般会計繰入金	4,000千円	一般会計より繰入
2 雑収入	29	預金利子
3 繰越金	36,328	前年度繰越金
合 計	40,357	

(支 出)

科 目	予算額	付 記
1 退職給与金	1千円	
2 繰越金	40,356	次年度繰越金
合 計	40,357	

## 《平成31年度 太陽光発電施設管理運用特別会計予算》

(収 入)

科 目	予算額	付 記
1 売電収入	2,200千円	
2 雑収入	1	預金利子
3 繰越金	6,063	前年度繰越金
合 計	8,264	

(支 出)

科 目	予算額	付 記
1 繰出金	2,200千円	電力費に充当
2 繰越金	6,064	次年度繰越金
合 計	8,264	

## ★平成31年度の組合費について

◇徴収期日

期別	賦課金種別	賦課期日
1期	維持管理費(前期)	令和元年7月1日～7月31日
2期	維持管理費(後期)	令和元年8月1日～9月2日
3期	畑地帯総合整備事業特別賦課金(前期)	令和元年9月1日～9月30日
4期	畑地帯総合整備事業特別賦課金(後期)	令和元年10月1日～10月31日

◇徴収金額(千㎡当り)

イ	維持管理費	10,600円 (前期5,400円・後期5,200円) ※前年度10,000円	償還期間
□	畑地帯総合整備事業特別賦課金		
	下北条地区	2,620円 (前期1,350円・後期1,270円) ※3,220円	令和2年度まで
	下北条地区(松神暗渠)	3,020円 (前期1,550円・後期1,470円) ※4,130円	//
	大栄地区	6,300円 (前期3,200円・後期3,100円) ※7,360円	//
	中北条地区	5,910円 (前期3,000円・後期2,910円) ※7,010円	令和4年度まで
	中北条地区(江北暗渠)	7,740円 (前期3,900円・後期3,840円) ※8,840円	//

## 太陽光発電への取り組み

### ●農林水産省 低炭素むらづくりモデル支援事業

(北栄低炭素むらづくり協議会…北栄町・北条砂丘土地改良区)

### ●テーマ 太陽の恵みをエネルギーとした農産物づくりにより地域の活性化を目指します。

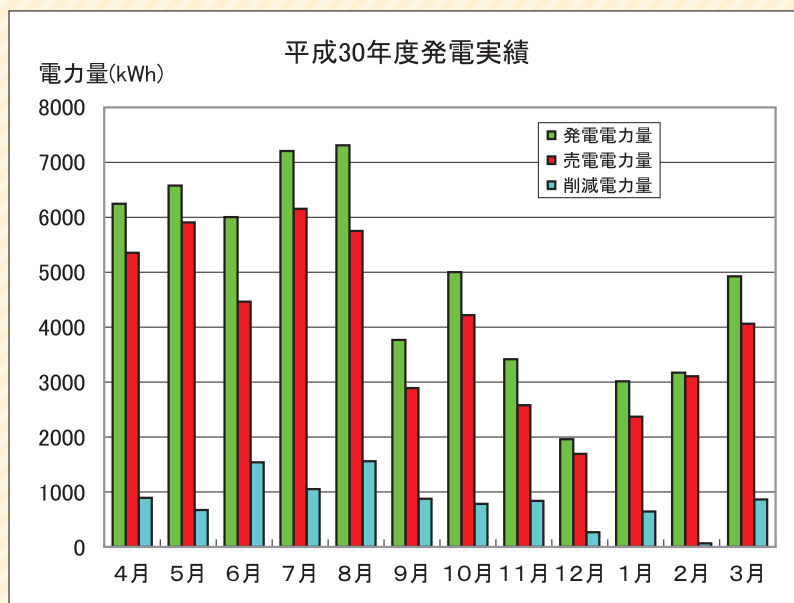
### ◎平成30年度発電実績

- ・設備容量：54kW(合計6カ所)
- ・発電電力量：58,596kWh
- ・売電電力量：48,547kWh
- ※10年間固定買取 48円/kWh
- ・売電収入：2,330,256円
- ・削減電力量：10,049kWh
- ・削減電力費：約200,000円

### ◎平成23年3月から

#### 平成31年3月末までの実績

- ・総発電電力量：488,970kWh
- ・総売電電力量：411,891kWh
- ・総売電収入：19,770,768円
- ・総削減電力費：約1,540,000円



## ★地区除外の取り扱いについて★

1. 農地転用（地区除外）を計画される場合には、まず土地改良区にご相談下さい。
2. 農業振興地域内では、公共事業等に伴う買収以外の農地転用（地区除外）は認められません。
3. 道路、河川用地等の公共事業として用地買収される場合、下表のとおり決済金が必要です。

※ 公共用地買収であっても、地区除外の申請手続きと決済金が必要です。地区除外の手続きと決済金を納めていただかないと、いつまでも賦課金が賦課されますので、用地交渉の時に「北条砂丘土地改良区の受益地」であることを言って、後日に問題が残らないようにお願いします。

### （注）

- 1) 維持管理費決済金は、今後、改良区の運営及び施設を管理していくための費用を決済していただくものです。
- 2) 償還金決済金は、国、県の補助を受けて実施した事業の借入金の未償還額を決済していただくもので、決済金は全額償還に充当するものです。

### 〔平成31年度 地区除外決済金〕

1	維持管理費決済金（千㎡当り）	143,969円
2	償還金決済金（千㎡当り）	
	畑地帯総合整備事業	
	下北条地区	1,237円
	下北条地区（松神暗渠）	1,837円
	大栄地区	2,497円
	中北条地区	8,477円
	中北条地区（江北暗渠）	13,881円

### ●組合費の全額納付及び特別賦課金の繰上償還について

期別で賦課しております組合費を、1期（7月）で全額納付していただくことができます。

ご希望の方は、6月14日までに改良区に申し出て下さい。

また、特別賦課金（4ページ徴収金額の口）を全額繰上償還していただくこともできます。

こちらは随時受け付けておりますので、改良区まで申し出て下さい。（償還額は決済金の2を参照）

### ●休耕畑の賦課金について

賦課金は、休耕畑についても、従来どおり地積割で賦課されますので、ご理解ご協力よろしくお願い致します。

### ●口座振替及び振込金の領収書について

平成31年度から口座振替及び振込金の方の領収書は発行しておりません、通帳等でご確認ください。

※領収書が必要な方は改良区までお知らせください。

### ●組合費の口座振替（自動引落）について

組合費の口座振替は、ゆうちょ銀行・鳥取中央農協・鳥取銀行・山陰合同銀行で取り扱っております。

組合費の納入は、安全で納め忘れの心配もなく、納期ごとに金融機関に出かける手間もはぶける便利な口座振替をぜひご利用ください。

口座振替依頼書は上記の金融機関（農協・鳥取銀行のみ）及び北条砂丘土地改良区にあります。

※「ゆうちょ銀行・山陰合同銀行」を利用される場合には、専用の申込書での手続きが必要です。

ご希望の方は事前に改良区まで連絡をお願いします。

### ●こんなときは必ず手続きをお願いします

農地の権利関係が、次の事由により異動したときは必ず土地改良区に届け出て下さい。土地改良法第43条の規定により、組合員には資格得喪の通知義務が課されています。

（組合員資格得喪通知書は改良区にあります。）

1. 組合員が死亡し農地を相続された場合 2. 土地の売買・譲渡 3. 住所や氏名の変更

4. 農業者経営移譲年金を受給

※農地を相続・取得された場合、土地改良法第42条の規定によりその農地の権利義務を引き継ぐことになります。

このため、賦課金の滞納金がある場合は、相続・取得された方にそのまま引き継がれますのでご注意ください。

### ●賦課金納入期限内納入のお願い

北条砂丘土地改良区賦課金は、納期内に納入されるようにご協力をお願いします。賦課金を期限内に納入されない組合員に対して、滞納処分的前提となる督促状を送付します。督促状には100円の督促手数料が加算されます。また、年初めに、未納のある組合員に送付する「納付催告」には年14.6%の延滞金が加算されますのでご注意ください。

### ●滞納処分について

組合費の支払いが滞っている場合には「滞納」となります。組合費を滞納した場合、納期限までに納付された方との公平性を保つため、土地改良法第39条により滞納処分の法的手続きをとり、財産を差し押さえることがありますので、ご注意ください。

原則として、財産の差押えを行うにあたり、事前予告や本人の同意は必要としません。

法律では、「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」はいつでも財産を差し押さえることができるとされています。平成30年度は、7件の滞納処分を行いました。

今年度も滞納処分を行う予定ですので、未納の場合は速やかに金融機関などで納付してください。

# 新しくメールマガジンを始めました!!

北条砂丘土地改良区では新しくメールマガジン（メルマガ）を始めました！  
 今まで水土里ネット北条砂丘NEWS（ブログ）で行っていた散水時間や方法の変更、また緊急的にお知らせが必要である場合には、今後メルマガのみで告知します！  
 北条砂丘土地改良区のホームページにあるメルマガの登録フォームから、必ず利用規約をご確認のうえで登録をお願いします。



ホームページはURLアドレス  
<http://www5.torichu.ne.jp/~h-sakyu/>  
 QRコード読み取り、若しくはアドレスを直接入力してご覧ください。

### メルマガ登録・解除

規約に同意して登録
  解除

\*\*\*\*\*@\*\*\*\*\*.co.jp

powered by **melma!**

- 1 ご自身のメールアドレスを入力してください。  
 ※メールフィルターを設定されている方は、@melma.comからのメールを受け取れるように設定を変更してください。
- 2 登録ボタンにチェックを入れる。
- 3 登録ボタンを押してください。  
 ※必ず利用規約をご確認のうえで、登録をお願いします。
- 4 その後は、画面に従い登録を行ってください。

\*\*\*\*\*  
 ◆水土里ネット北条砂丘NEWS◆  
 散水時間の変更等を随時お知らせします。  
 \*\*\*\*\*

昨日は雨のために散水を中止しておりましたので、今日は13番から25分ずつ全ての番号を散水します。今日の散水時間表は以下のアドレスをご確認ください。  
<http://www5.torichu.ne.jp/~h-sakyu/m/timetable/ren25/13.html>

◆お問い合わせ先◆  
 \*\*\*\*\*  
 〒689-2105  
 鳥取県東伯郡北栄町下神1108-1  
 北条砂丘土地改良区  
 TEL 0858-36-2004  
 URL <http://www5.torichu.ne.jp/~h-sakyu/>  
 Twitter <https://twitter.com/hsakyu>  
 Facebook <https://www.facebook.com/hsakyu/>  
 \*\*\*\*\*

#### 散水時間の変更について

悪天候や、施設のトラブル等で散水の日程が変更になる場合はお知らせします。

#### 水土里ネット北条砂丘NEWSについて

北条砂丘土地改良区の職員がそれぞれの視点に立ち、様々な記事を更新します。

#### Twitter・Facebookについて

ブログが更新された際、自動的にタイムラインへお知らせを投稿しています。

**散水に関わるお知らせはメールマガジンで行われます。**  
 その他、様々なソーシャルメディアを利用して改良区は情報を発信していますので是非ご覧ください。

## 平成30年度に行った工事の紹介

★平成30年度は県や町の補助事業を利用して5つの工事を行いました。

- 【土地改良施設維持管理適正化事業】**
- 第二揚水機場電動機改修工事（北栄町下神）
  - 第1・江北新開外壁塗装改修工事（北栄町江北）
  - 江北浜、第二揚水機場電気設備改修工事（北栄町江北・下神）
- 【しっかり守る農林基盤交付金】**
- 東浜排水路補修工事（北栄町由良宿）
  - 第二揚水機場建具取替工事（北栄町下神）



**ピックアップ紹介**  
**第二揚水機場電動機改修工事**

この工事では、北条砂丘土地改良区事務所の横にある第二揚水機場という施設内に据付されている、送水を行うポンプの動力となっている電動機から異常音を確認した為、緊急的な整備を行いました。日頃から細かな音まで職員が点検を行っていた為、事故に至る前に異常音に気が付くことができ、業者へ調査依頼を行い滞りなく散水を行うことができました。